

平成 26 年 8 月 12 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について

(渋谷駅街区開発事業)

都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月 30 日付けで東京急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました（内容等については別紙参照）。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（都市再生緊急整備協議会における協議等）、金融・税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：近藤、新川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

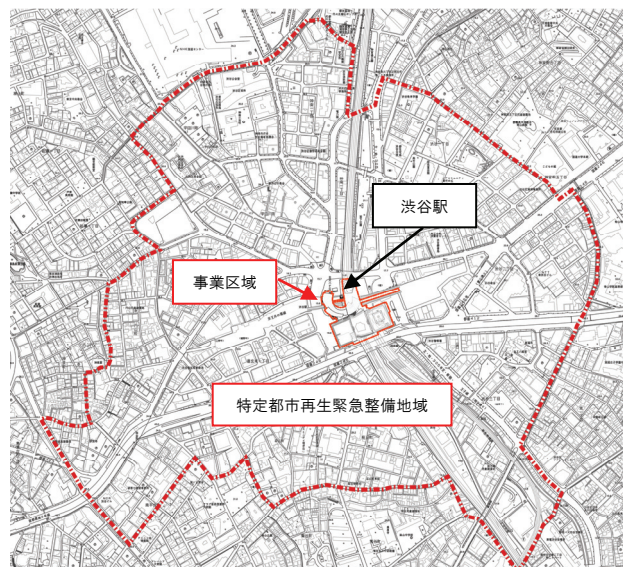
F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 26 年 8 月 12 日
2. 申請事業者の名称 東京急行電鉄株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
3. 都市再生事業の名称 渋谷駅街区開発事業

4. 都市再生事業の目的

本事業は、鉄道改良事業や土地区画整理事業とあわせ、地形の高低差やまちの分断を解消する立体的な歩行者ネットワークを整備するとともに、駐車場ネットワーク、都市計画駐車場、立体交通広場等の整備により、大規模ターミナル駅に相応しい交通結節機能の強化を図る。更にクリエイティブ・コンテンツ産業等の交流機能や、世界から観光客を誘引する文化・情報発信機能の導入による国際競争力の高い生活文化の創造・発信拠点の形成、帰宅困難者支援機能の確保、高効率で自立性の高いエネルギーシステムの導入、環境負荷の低減への取り組み等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新による都市再生に貢献することを目的とする。



5. 事業施行期間 平成 26 年 7 月 1 日 ～ 平成 40 年 3 月 31 日 (予定)

6. 事業区域

- (1) 位置 東京都渋谷区渋谷二丁目 23-1 番地 他
- (2) 面積 19,987.74 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上 46 階 塔屋 2 階 地下 7 階	14,937.49 m ² (※)	268,368.69 m ² (238,270.08 m ²)	15,275.55 m ²	1,559.82%	97.79%

※道路内建築物の建築面積は除く

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・構造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
- ・設備 電気設備、給排水設備、換気設備、消火設備、排煙設備、非常用照明設備、避雷設備
- ・用途 事務所、店舗、駐車場等

(3) 公共施設の種類・規模等

広場（西口） 1,025.50 m²（※）

広場（東口） 1,267.39 m²

※広場（西口）の面積は車道部を除いた面積を記載

8. 事業経緯

平成26年7月1日 工事開始

平成40年3月31日 工事完了予定

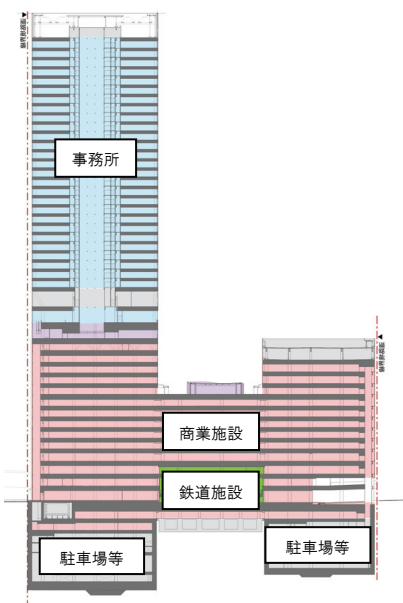
■事業スケジュール

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
基本設計、実施設計、建築確認等																		
				建物建築工事														
				竣工														

■外観イメージ



■概要図



■周辺状況

